

## 平成28年門真市教育委員会第1回臨時会

開催日時 平成28年12月5日（月） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第46号 平成28年門真市議会議案第79号「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について」に関する意見聴取について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

### 出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	土川 好子
委員	高橋 元

### 事務局出席職員

教育次長	森本 訓史
生涯学習部長	柴田 昌彦
生涯学習部次長	岡 一十志
生涯学習部生涯学習課長	牧藪 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	十河 大輔
学校教育部教育総務課長補佐	黒木 修功

久木元教育長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 土川 好子 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

議案第46号 平成28年門真市議会議案第79号「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について」に関する意見聴取について

説明者 黒木教育総務課長補佐

本件につきましては、29年4月1日に予定している機構改革の実施に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、門真市議会議長から意見聴取があったため、回答するものです。

議案書1ページからをご覧ください。

29年4月1日に予定している機構改革の実施に伴い、教育委員会の職務権限である文化に関するもののうち、文化財に関するものを除いた事項について、市長が管理し、及び執行することとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、条例を定めるものであります。

なお、附則として、第1項は、この条例の施行日を29年4月1日としており、第2項及び第3項では経過措置を定めております。

長澤教育長職務代理者： 門真市事務分掌条例につきましては、前回の教育委員会で同意をしておるわけですが、今回、市長部局に移管される文化、文化という言葉しか載っていないですが、芸術振興等も含まれてくると把握しておりますが、文化や芸術振興となりますと社会教育とは切っても切り離せない関係にあると思います。教育委員会に意見を求められていますので、私としては意見なり要望なりを付け加えて同意したいと思っております。

そこで文化に対するあるいは文化が市長部局に移管されること

についての担当部の考え方があれば、参考までに聞かせてほしいと思います。

柴田生涯学習部長： 本市の文化芸術の振興につきましては、19年に門真市文化芸術振興条例を制定しました。20年度に門真市文化振興事業団の解散もありまして、その後の市の文化振興を、協働による新しい文化芸術活動の振興、文化芸術にふれられる場づくり、担い手づくりを3つの柱とする方向性を定めた基本方針を21年度末に策定しました。これを受けて、23年度の機構改革で市長部局の文化振興担当が教育委員会に移管となり、文化担当部署が一元化されました。

文化担当が教育委員会に集約されたこの5年半の間に、市制施行50周年時に開催されました「地域伝統文化まつり」も含め、テーマごとの実行委員会形式で地域などと力を合わせてする公民協働による文化振興という形が、徐々に芽生え育とうとしているところでございます。

一方、市民一人ひとりの自主・自発的な生涯学習活動を支援する社会教育としての役割から、生涯学習施設、社会教育施設でもありますが、これら施設を利用して、サークル活動を中心に、生涯学習における文化芸術創作活動が行われておりまして、さらなる環境整備や機会・場づくりが求められております。

今、もうしましたように文化振興の捉え方は2つございます。1つが、地域や市民による組織を中心とした公民協働で創作していくべき文化芸術、もう1つが、市民一人ひとりの自主的な文化活動、自己の文化・教養を高める権利、それを保障すること。それぞれの視点からの文化振興が必要とされるところであります。

このたび文化芸術振興に関する事務分掌が市長部局に移ることは、自治会等の地縁組織、あるいはテーマごとの組織である公益活動組織、さらに公民協働を推進するというような担当部署が集約されることにより、さまざまな組織形態による文化、例えば、祭りというような文化、すなわち伝統的に地域に根付いた祭りや校区自治会などによる地域活性化に寄与できる文化活動としての祭り、の他に、もう1つ、将来に向けて市民有志が集まって、市民が誇りに思えるような創造性を生かし自ら創り出す文化・芸術振興活動、それらをはぐくむ土壌が整備されるものと認識いたしております。

これは、教育委員会のみでは成し得ないバックボーンと成り得

るものでございます。

自治会等の地縁組織やNPO担当、そして公民協働を担当するというグループが一堂に会する部署に文化振興を移すことは、単にサークル活動という範囲を超え、地域ぐるみ、市ぐるみで文化をはぐくみ、逆に文化をツールにして組織や組織間の交流・活性化を生じさせ得る基盤を形成する組織改革とも言えると考えております。

ただし、教育委員会におきましても、市民みんなの貴重な文化遺産であります文化財の保護や情報発信、それに加えまして市民プラザや公民館・文化会館など社会教育各施設を利用される市民のため、施設の指定管理者と連携した文化活動のための機会づくりや、その成果発表や社会還元の機会づくり等の支援に努め、市民一人ひとりの文化活動が豊かになるよう引き続き支援していくことが必要だと考えます。

いずれにしても、地域と一体となった教育をめざす教育委員会としては、地域とかかわりの深い社会教育関係団体もあることから、今後とも市長部局と、文化という接点を通じて連携・協力することが求められると生涯学習部としては認識いたしております。

長澤教育長職務代理者： ありがとうございます。的確に整理して説明いただきまして、大変喜んでおります。今お話にもありましたが、文化あるいは芸術振興については教育委員会でノウハウを持っていますし、市長部局に移管されたとしても縦割り行政ではなく、横のつながりが必要でないかと思っております。

その意味を含めまして、私は移管されたとしても教育委員会との連携、協力を図りたいといった文言を付して同意をしたいと思っておりますが、他の委員の意見も聞いていただきまして。

私は文言の中身については教育長にお任せしてもよいと思っております。

久木元教育長より長澤教育長職務代理者からの提案について、各委員に諮り、異議なく了承された。

[全委員異議なく、可決]

久木元教育長

閉会宣言

午後2時12分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 久木元 秀平

署名委員 土川 好子